

# 公の施設の点検結果

点検実施 令和4年10月

## 1 施設の概要

① 施設名称	無料公園（うち庭園都市推進課分）		
② 施設種別	基盤施設 [小分類] 公園		
③ 担当課名	庭園都市推進課		
④ 開設年月日			
⑤ 所在地	岡山市内全域		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	無料公園面積合計 4,431,117m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )		
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	都市公園のうち庭園都市推進課所管の無料公園425公園、都市計画区域外の無料公園8公園 計433公園 市民の休息、遊戯、運動等に供する空間として、ベンチや遊具等を備えている。	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 都市公園法 第2条
② 設置条例	[条例名] 岡山市公園条例
③ 条例に規定された設置目的	市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供し、公共の福祉の増進に資すること、また、自然的環境の保全並びに都市景観の向上を図ることを目的とする。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	公園緑地は、市民に健康増進や憩いの場を提供することに加えて、災害時の避難場所など重要な役割を担っている。
⑤ 設置目的の達成状況	官民協働して維持管理を行い、安全で快適な憩いの場を市民に提供している。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	全日（「おまちアクアガーデン」は第1・第3金曜及び年末年始休園）			
③ 開館時間	全時間 （「国際児童記念公園こどもの森」は4月～9月：午前8時30分から午後6時まで、10月～3月：午前9時から午後5時まで 「おまちアクアガーデン」は午前9時から午後6時まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	人		
	令和2年度	人		
	令和3年度	人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	フェンス、防球ネット、遊具などの公園施設を随時修繕している			

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】(児童遊園地と共通予算)

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	公園内行為公園使用料	1,123	1,439	1,123	1,228	
	公園占用料	3,530	3,433	3,530	3,498	
	公園施設設置による公園使用料(自販機)	17	17	17	17	
	その他(雑入等)	50	22	50	41	
収入合計		4,720	4,911	4,720	4,784	
支出	委託経費	委託料	1,178,358	1,153,607	1,146,057	1,159,341
		報償金	67,251	63,322	63,510	64,694
		補助金等	0	0	0	0
	小計		1,245,609	1,216,929	1,209,567	1,224,035
	直接経費	維持管理費	426,116	373,877	326,114	375,369
		光熱水費	74,655	70,977	65,780	70,471
		小計	500,771	444,854	391,894	445,840
支出合計		1,746,380	1,661,783	1,601,461	1,669,875	
収支差額		-1,741,660	-1,656,872	-1,596,741	-1,665,091	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計						
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計					
	事業費					
その他						
支出合計						
収支差額						

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	主要部材の一部に劣化や損傷がみられる。

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 公園緑地は、市民に健康増進や憩いの場を提供することに加えて、災害時の避難場所など重要な役割を担っており、市民生活に欠くことのできない施設である。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	直営 無料施設であり民間活用によるメリットが見込めないため、地域の愛護委員会と協働して清掃等維持管理を行い、今後も直営で管理を行う。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (直営期間： 5年)